

発議案第 8 号

公契約法の早期制定を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和元年 6 月 1 8 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	植 田 進
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、公契約法を早期に制定するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

公契約法の早期制定を求める意見書

非正規雇用は増加の一途をたどっている。「労働力調査」（2015年10月）では、非正規労働者は1,997万人と最多に上り、非正規率は全労働者の37.5%にまで及んでいる。年収200万円以下の労働者は1,069万人（2015年）に上り、かつてのように非正規雇用が家計の補助労働ではなくなっている。確実に貧困と格差は増大している。

厳しい財政状況を背景に地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このような中、業務委託などの公契約の価格は、過当競争と相まって、低価格、低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金、労働条件の低下を招くという悪循環となっている。また、印刷関係などは物品調達扱いとされ、赤字覚悟で入札してくる業者も少なくない。

国土交通省は2013年4月から公共工事設計労務単価を前年度比平均で15.1%増としているが、実際に賃金引き上げを行った企業は3分の1にとどまっている。2009年に制定された「公共サービス基本法」では、不公正な取引関係を改善するとともに、公正な労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労災保険の全面運用を徹底させること、さらには、男女共同参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることを通し、民間企業の模範となることがうたわれ、その実現のためには公契約法の制定は不可欠である。

加えて、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに、地方自治体における公契約条例の制定に向けた環境整備のためにも、公契約法の制定が急務である。

よって、本市議会は国に対し、公契約法を早期に制定するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様